

陳 述 書

平成29年7月14日

陳述者

住 所 那覇市泉崎一丁目2番2号
沖縄県警察本部

氏 名 又吉 克也

1 私は、平成28年9月1日付で、沖縄県警察本部警備部警備第一課に配置され、現在、事件係主任として勤務しており、階級は巡查部長です。

私は、事件係主任として警備事件に関する捜査をしており、現所属に配置された平成28年9月1日から現在まで、主に、在沖米軍北部訓練場のヘリパッド工事や在沖米海兵隊キャンプシュワブにおける米軍普天間飛行場代替施設建設工事に対して抗議する者らによる違法行為を取締まる公安捜査隊として従事しています。

私は、今回裁判になっている事案の発生日である平成28年11月3日は、米軍北部訓練場周辺において、公安捜査隊として警備活動に従事していましたので、当時の状況について説明します。

2 まず、在沖米軍北部訓練場のヘリパッド工事における公安捜査隊の当時の活動内容について簡単に説明します。

当時、ヘリパッド工事に伴い、工事で必要な砂利等を沖縄県国頭郡国頭村にある株式会社コービック国頭砕石所からヘリパッド工事現場まで約40キロの行程（乙2ご参照）をダンプ等の工事車両で搬送していましたが、その搬送経路の途中である県道70号線上において、ヘリパッド工事に対する抗議参加者による

車両前への急な飛び出し行為

車両前への立ち塞がり行為

車両下への潜り込み行為

車両を用いて道路を塞ぐ

等の悪質かつ危険な通行妨害等の犯罪行為が頻繁に発生していました。（乙1、乙3の1ないし6ご参照）

また、ヘリパッド工事現場では、抗議参加者が同工事現場である米軍施設区域内に不法に侵入し、防衛局職員による警告を無視して、ヘリパッド工事に対する妨害行為が敢行される等、同現場で広範囲に渡って抗議参加者による工事への妨害行為等の犯罪行為が行われていました。

そのため、公安捜査隊では、同妨害行為が危険であり、かつ違法な抗議行動に

伴う犯罪行為であることから、同行為の警告、制止及び犯罪行為の採証活動を実施していました。

3 それでは、当時の状況について説明します。

私は、平成28年11月3日には、公安捜査隊の一員としてヘリパッド工事の警備活動に従事し、その日はG地区、H地区と呼ばれるヘリパッド工事現場において、抗議参加者が米軍北部訓練場内に不法侵入してくることから、同地区で警戒活動を実施していました。

その日は、午前中に工事車両（10tダンプ12台）が砕石所からヘリパッド工事現場まで1回搬入した後、砂利等を集積している米軍北部訓練場内のヤードからヘリパッド工事現場までを同工事車両を用いて頻繁に往復し、合計72台分の砂利を搬送する予定で、午前8時20分頃には砂利を積んだ工事車両が国頭砕石所から出発しました。（乙2ご参照）

抗議参加者は、常日頃から工事車両の動きに合わせて車両等で移動して妨害行為を行っており、その日は、工事車両が東村内の県道70号線を通行していたところで、車両数台で低速走行をしたり、県道70号線の南進及び北進の両車線上に車両約10台を路上に斜め駐車する等して一般車両の通行にも支障をきたすなど、道路交通法違反、往来妨害罪、威力業務妨害罪等に該当する犯罪行為を数カ所で行っていました。

そのとき、私はG、H地区の警戒に当たっていましたが、同地区では、まだ抗議参加者による妨害行為がなかったことから、県道70号線上での通行妨害の無線を傍受して、同現場に臨場しました。

同通行妨害の現場には、抗議参加者が既に車両約10台を斜め駐車し、妨害車両の間を普通車1台がすり抜けていくのがやっとな状況であり、工事車両はもとより、一般車両も同所を通行できずに立ち往生しており、道路交通法違反、往来妨害罪、威力業務妨害罪等に該当する状態でした。（乙15の2ないし4、乙17、乙18ご参照）

私たち公安捜査隊は、同犯罪行為の採証活動を実施するとともに、部隊と共に妨害車両の近くにいる抗議参加者に対して警告を実施しましたが、同所にいた抗議参加者は私たちの警告を無視し、車両を移動させる様子もなかったことから、部隊により車両を規制し、簡易レッカーを用いて妨害車両を移動させる等の措置を執り、約30分の時間を費やしてどうにか同所の通行スペースを確保して、工事車両及び一般車両を通行させました。

なお、同所における妨害車両は、交通対策隊により放置駐車違反として検挙しています。

その後も、工事車両は、抗議参加者による通行妨害の被害を受けていましたが、部隊で抗議参加者の妨害を規制する等して、工事車両は午前10時48分頃には

N1入口から1回目の入城を開始しています。

それから、1回目の入城を終えた工事車両は、米軍北部訓練場のメインゲート内に一旦入り、当時は同ゲート内のヤードにも砂利を集積していたので、同ヤード内の砂利を工事車両に積載し、再度N1入口に砂利を搬送するというところを行い、その日も、1回目の搬送を終えた工事車両はメインゲートとN1入口を頻繁に往復して砂利を搬送していました。

メインゲートとN1入口までの間は約1.5キロ（乙2ご参照）しかなく、その区間において、抗議参加者による立ち塞がりや車両を用いて道路を塞ぐ通行妨害等の犯罪行為が多々発生していたことから、当時は同区間において、部隊により抗議参加者に対する車両の通行を規制し、一般車両は工事車両後方に追従させて通過させ、抗議参加者の車両にあつては通行妨害等の犯罪行為が予測されたことから通行を規制していました。

特に同区間の中間地点である高江橋付近（本件留め置き場所。乙17ご参照）では通行妨害等の犯罪行為が繰り返行われていたことから、高江橋付近においても規制を実施していました。（乙2、乙3、乙17ご参照）

私は、1回目の工事車両入城後、G、H地区のヘリパッド工事現場に抗議参加者が不法侵入してきたことから、県道70号線の通行妨害地点から同地区に移動して警戒活動に従事していましたが、N1入口付近では、抗議参加者らが、入口付近の県道上に無許可で座り込んで道路を占拠して、無許可で集会を行い（乙15の1ご参照）、同行為への警察の警告等に対しても抵抗し、さらにはN1入口に入ろうとする工事車両の前へ飛び出したりする等の犯罪行為が行われていること（乙21ご参照）を無線で傍受していました。

それらの抗議参加者による通行妨害等の犯罪行為を部隊により規制しながら、その日は、合計72台分の工事車両が午前10時48分頃から午後1時44分頃までの間（約2時間56分間）、メインゲートから、高江橋南の本件留め置き場所を経由してN1入口までの約1.5キロの間（乙17ご参照）を頻繁に往復していました。（乙25ご参照）

これらの状況から、片側1車線の対向車線を工事車両が頻繁に往復する本件原告留め置き場所において、原告車両をそのまま通過させた場合、原告車両が瞬時にして飛び出しや道路を塞ぐ（甲2の3枚目の上から4番目の写真ご参照）等して、交通の往来を妨害する等、道路交通法違反、往来妨害罪、威力業務妨害罪等に当たる犯罪行為が発生する蓋然性は極めて高いものでありました。

それは甲2の2枚目の上から3番目の写真でも明らかのように、原告車両のフロントガラス越しに片側1車線の対向車線を本件工事車両が通過している様子が見えます。この状態から、原告車両を通過させた場合、瞬時にして飛び出しや道路を塞ぐ等することが可能であることは明白であったため、原告車両を午前11

時40分頃から午後1時50分頃までの間（約2時間10分間）、本件原告留め置き場所において、留め置きをせざるを得なかったものです。（乙17、乙19、乙25ご参照）

4 次に、これまでの抗議参加者による妨害行為等の犯罪行為に関して、公安捜査隊で検挙した事案について説明します。

米軍北部訓練場のヘリパッド工事現場においては、平成28年7月22日に工事が再開されてから抗議参加者による妨害活動は継続して行われ、県道70号線上では通行妨害をする等の犯罪行為が頻繁に発生し、特に高江橋上では、抗議参加者が車両及び人によって埋め尽くして交通の往来を妨害する等、道路交通法違反、往来妨害罪、威力業務妨害罪等の悪質な犯罪行為が執拗に行われていました。（乙3ご参照）

ヘリパッド工事が再開された平成28年7月22日から同年12月末までの間、抗議参加者による通行妨害等の犯罪行為を逮捕した事案は

- (1) 通行妨害する抗議参加者を制止しようとした警察官に対して、車両を急発進させたり、暴行したりする等の公務執行妨害罪が3件
- (2) 工事車両の通行を妨害する目的で、車両を道路上に並列に駐車し県道70号線を封鎖した往来妨害罪が1件
- (3) 工事車両の通行を妨害する目的で、車両の前方に立ち塞がって一般車両を含む交通の妨害をした道路交通法違反が1件

があります。（乙5の1ないし4、乙5の11ご参照）

その他、抗議参加者のリーダー等がヘリパッド工事現場等で沖縄防衛局職員に対して暴行し傷害を負わしたり、施設内に不法侵入して有刺鉄線を切断するなどして器物損壊罪等でも逮捕されています。（乙5の5ないし10ご参照）

このように、ヘリパッド工事に関連して、米軍北部訓練場周辺では連日、抗議参加者による通行妨害等の犯罪行為が頻繁に発生しており、また、同所を通行する付近住民からも苦情があったこと等から、警察としては、抗議参加者による妨害行為等の犯罪行為に対して適切に対処する必要がありました。

そのため、私たち公安捜査隊は、同所における犯罪行為を取締まる部隊として毎日出動し、犯罪行為の採証活動及び犯罪行為を行う抗議参加者への警告、検挙活動を行っていました。

以 上